

短
艇
操
式

短艇操式目次

第一章 總 則	一
第二章 短艇員ノ編制並ニ所掌	二
第三章 號令及操法	五
第一節 機動艇	五
第一項 號 令	五
第二項 操 法	七
第二節 橈 艇	一〇
第一項 號 令	一〇
第二項 操 法	一五

短艇操式

第一章 總則

第一 本操式ハ短艇員ノ編制竝ニ操作ヲ規定ス

第二 本操式ハ主トシテ艇員六名ヲ有スル機動艇橈十二挺ヲ有スルカツ
ター及櫓三挺ヲ有スル櫓艇ニツキ規定ス

前項以外ノ短艇ニ在リテハ特ニ規定アルモノヲ除クノ外之ヲ準用ス

第三 本操式ノ目的ハ嚴正ナル軍紀ノ下ニ短艇員ヲ訓練シ所定ノ諸法式
ニ習熟セシメ短艇運用上諸般ノ狀況ニ應ジ指揮ヲ適切ニシ操作ヲ適確
ナラシムルニアリ

第四 本操式ハ短艇教範ト相俟テ其ノ效用ヲ全ウス

備考

- 一、固有編制ニ於ケル短艇指揮ニ關シテハ艦内編制令ニ依ル
- 二、槽艇員中艇長ハ艇員ヲ兼ヌ又同艇艇員ハ便宜艇首員或ハ艇尾員ヲ兼ヌルモノトス
- 三、右以外ノ短艇ニ於ケル短艇員ノ編制ハ右ニ準ズ

第七 短艇指揮ハ短艇ノ指揮號令ヲ掌リ帆走艇ニアリテハ自ラ操舵ス

第八 艇長ハ短艇指揮ノ命ヲ承ケ艇員ヲ指揮監督シ帆走艇ニ於ケル外操舵ニ任ズ、又短艇指揮乗艇シアラザルトキハ其ノ任務ヲ兼掌ス

第三章 號令及操法

第一節 機動艇

第一項 號令

第九 機動艇ニ在リテハ左ノ號令ヲ用フルモノトス

一、著艇場所ヨリ出發セントスルトキ

「艇首離セ」

註 (イ) 狀況ニ依リ艇尾ヲ先ニ離シ後進ニテ出デントスルトキハ「艇尾離セ」ノ令ヲ用フルコトヲ得

(ロ) 丙火艇ニ在リテハ「艇首離セ」ヲ前適當ノ時機ニ於テ「機械發動」ヲ令スルモノトス

二、所要ニ應ジ機械ノ前進、後進、停止ヲ行ハントスルトキ

(イ) 微速力ニテ行進セントスルトキ

「前進微速」

(ロ) 通常航行速力ニテ行進セントスルトキ

「前進原速」

(ハ) 機械ヲ停止セントスルトキ

「停止」

(ニ) 機械ヲ後進ニ掛ケントスルトキ

「後進」

三、著艇場所ニ達著セントスルトキ

「前進微速」

「艇首構へ」

「停止」

「後進」

第十 本項ノ號令ハ左記號鐘又ハ號笛ヲ以テスル信號ニ依リ令スルヲ例

トス

號令	號鐘	號笛
艇首離セ(機械用意)	一點鐘	短一聲
前進微速	二點鐘	短二聲
前進原速	三點鐘	短三聲
停止	一點鐘	短一聲
後進	四點鐘以上	長一聲

第二項 操 法

第十一 出發

一、「艇首離セ」

艇首員ハ各爪竿ノ爪ナキ方ヲ以テ艇首ヲ艇側ヨリ充分押シ離シ一

齊ニ爪竿ヲ收メ艇首兩側ニ於テ前方ニ向ヒ左右相竝ビテ起立ス
艇尾員ハ艇首ノ離レタルヲ見テ艇尾ヲ靜カニ押シ離シ防舷物ヲ取
入レ機械室側附近ニ於テ前方ニ向ヒ起立ス

機關員ハ機械發停ノ準備ヲナス

註 「艙離セ」ノ令ニアリテハ艇尾員ガ艇尾ヲ充分ニ押シ離シタルヲ見テ艇首員ハ靜カニ
艇首ヲ押シ離スモノトス

第十二 航行

「前進微速」「前進原速」「停止」「後進」

所要ニ應ジ之ヲ令ス機關員ハ直ニ所定ノ回轉トナシ或ハ之ヲ停止ス

第十三 達著

一、「前進微速」

教範ノ要領ニ從ヒ適宜此ノ令ヲ下ス機關員ハ直ニ所定ノ回轉トナ
ス

二、「艇首構へ」

艇首員ハ一齊ニ爪竿ヲ採リ前方ニ面シ左右相竝ビテ起立ス

爪竿ヲ把持スルニハ爪ヲ上ニシ體ノ前方ニ於テ内方ノ手ヲ口ノ高
サニ外方ノ手ヲ輕ク下方ニ伸シ爪ヲ前後ニス

艇尾員ハ適當ノ位置ニ防舷物ヲ用意ス

但シ號笛又ハ號鐘ヲ以テ令スル場合ニ於テハ特ニ此ノ令ヲ下スコ
トナク前進微速ノ信號ニ依リテ此ノ動作ヲ行フモノトス

三、「停止」「後進」

狀況ニ應ジ適宜之ヲ令ス

機關員ハ直ニ停止シ又ハ所定ノ回轉トナス

第十四 達著點ニ至ラバ外側艇首員ハ内側艇首員ノ前方ニ出デ爪竿ヲ以テ艇ヲ引寄せ内側艇員ハ爪ナキ方ヲ以テ其ノ接衝ヲ防止ス艇尾員ハ必要ニ應ジ防舷物ヲ出シ爪竿ヲ使用スルカ或ハ舳索若ハ握索ヲ採リ艇ヲ適當ノ位置ニ保持ス

第二節 橈タカ艇タイ

第一項 號令

第十五 橈艇ニ於テハ左ノ號令ヲ用フルモノトス

一、短艇員ヲ集合セシメントスルトキ

「集アツ、レ」

二、艇員ヲ調査セントスルトキ

「番バン號ガウ」

三、短艇員ヲ乘艇セシメントスルトキ

「乘ジョウウ、艇タイ」

四、著艇場所ヨリ出發セントスルトキ

「橈カイヨウイ用意」

「橈立カイタテ」(橈架ヲ備へ橈索ヲ附シアル場合ハ之ヲ行ハズ)
但シ場合ニ依リ之ヲ行ハザルコトアリ

「艇オモテ首ハナ離ハナセ」

「橈カイソウ備ビへ」

「防バウゲンブノイ舷物フノイ入イレ」

五、航行

(イ) 前進ヲ行ハントスルトキ

「用意」

但シ本號令ハ練習ノ初歩ニ在リテノミ使用スルヲ例トス

「前へ」

(ロ) 一時橈漕ヲ中止セントスルトキ

「橈上ゲ」

(ハ) 艇ノ行脚ヲ停止セントスルトキ

「停メ」

(ニ) 艇ヲ後進セシメ又ハ前進ノ行脚ヲ急止セントスルトキ

「後へ」

(ホ) 障害物ニ遭遇シ接近シテ躲ラントスルトキ又ハ橈索ヲ附シアル

艇及橈架ヲ有スル艇達著スルトキ

「橈流セ」

(へ) 小廻リ廻頭ヲ爲サントスルトキ

「舳(舳)後へ」「舳(舳)前へ」

註 一、此ノ場合艇首所要ノ方向ニ轉回シ終ラバ一旦「橈上ゲ」ヲ令シ後要スル操作

ニ移ルモノトス、但シ時宜ニ依リ之ヲ略スルコトヲ得

二、狀況ニ依リ一舷側ニ「舳(舳)後へ(停メ)」「橈上ゲ」(橈流セ)ヲ令シテ轉回ヲ行フコトヲ得

六、禮式令所定ノ敬禮ノ爲又ハ出發達著等ニ際シ橈ヲ立テントスルトキ

「橈立テ」

註 本令ハ橈漕中又ハ「橈備へ」「橈用意」ノ姿勢ヨリ令スルモノトス

七、橈漕ノ中止再興及休憩喫煙ノ許可復舊ヲ行ハントスルトキ

「機上ゲ」
カイア

「機組メ」
カイク (「機備へ」)

「休メ」
ユス (「氣ヲ付ケ」)

「煙草許ス」
タバコヨル (「煙草止メ」)

八、著艇場所ニ達著セントスルトキ

「艇首構へ」
オモテカヤ

「機立テ」
カイダ

「防舷物出セ」
バウゼンブツダ

「機收メ」
カイオサメ

但シ機ヲ立ツルコトナク機ヲ收メシムル場合ニ於テハ「機立テ」

ノ時機ニ「機收メ」ヲ令スルモノトス

九、短艇員ヲ退艇セシメントスルトキ

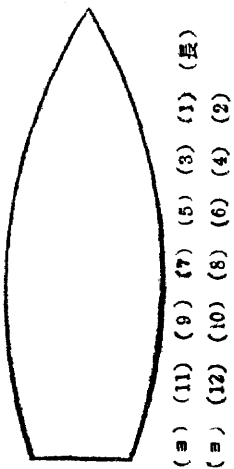
「上レ」
アガ

第二項 操 法

第十六 「集レ」

艇員ハ其ノ機艇ノ附近(所定ノ場所)ニ於テ之ニ面シ艇首方向ヲ先頭

ニ整列ス



單座艇ニ在リテハ單列トナル外右ニ準ズ

第十七 「番號」

(長)ヨリ順次受持番號ヲ唱フ

例 (長) (一) (二) (三) (四) (五) (六) 等

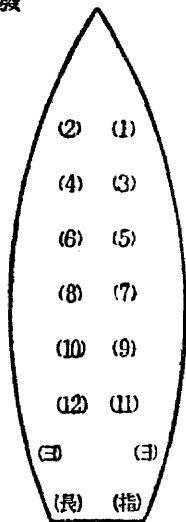
第十八 「乗艇」

短艇員ハ迅速ニ乗艇シ艇員ハ艇尾ニ面シ左圖ノ如ク(單座艇ニ在リテハ艇首ヨリ番號順序ニ)各漕手座ニ著座ス其ノ法各漕手座ノ外方ヨリ約三分ノ一(單座艇ニ在リテハ橈ヲ備ヘザル舷側ヨリ約三分ノ一)ノ所ニ臀部ヲ淺ク掛ケ頭ヲ真直ニ肩ヲ少シク後方ニ張り背ヲ曲グルコトナク下腹ニカヲ入レ兩膝ヲ輕ク接シ蹠ヲ足掛ニ當テ兩上膊ヲ自然ニ垂レ前膊ハ自然ニ伸シテ輕ク兩股ノ上ニ置キ眼ヲ短艇指揮ニ注グ
艇長ハ舷艇尾腰掛ニ位置シ操舵裝置ヲ檢シ艇員ノ動作ヲ監視ス

短艇指揮ハ舳艇尾腰掛ニ位置シ全般ヲ監督ス

豫備艇員ハ艇尾座ニ着座セシムルヲ例トス

艇員着座後再ビ番號ヲ令スルヲ例トス



第十九 出發

一、「橈用意」

各艇員ハ外側ノ足ヲ適宜後方ニ引キ橈座栓ヲ拔キ橈ノ柄ヲ支ヘ握手ヲ把持シ水搔ヲ艇首ニ向ケ上縁上ニ上ゲ(11)ハ水搔ノ内方ヲ上縁ニ置キ各艇員ハ之ト竝行ニ竝ベ橈ヲ立ツル用意ヲナシ眼ヲ水搔

ニ注グ此ノ場合(三)ハ水搔ヲ上縁上ニ配列スルヲ助ケ然ル後自己ノ橈ヲ用意ス

橈艇ヲ艦側又ハ棧橋等ニ著ケアルトキハ艇首員及内側ノ艇尾員ハ橈ヲ用意スルコトナク其ノ儘艇ヲ支持ス

橈架ヲ備フル橈艇ニ在リテハ各艇員ハ各自橈架ヲ備ヘ橈ヲ橈架ニ置キ橈架索ヲ取付ケ舷外水中ニ出シ「橈流セ」ノ状態ニ置ク

二、「橈立テ」

「橈用意」ヲナシアルトキ此ノ號令ニテ各艇員ハ艇尾員ノ舉動ニ倣ヒ橈ヲ真直ニ立テ足ヲ復シ握手ヲ兩脚ノ間ニテ敷板上ニ置キ水搔ヲ縦ニ向ケ艇尾員ノ橈ト一直線ニ直立ス此ノ時橈ヲ把持スルニハ外方ノ手ハ胸ノ高サニ柄ヲ握リ内方ノ手ハ伸シテ其ノ下方ヲ輕ク

握ル

三、「艇首離セ」

第一舉動

艇首員ハ各爪竿ノ爪ナキ方ヲ以テ艇首ヲ艦側ヨリ押シ離シ一齊ニ爪竿ヲ收メ著座ス

内側艇尾員ハ艇首ノ離レタルヲ見著座ノ儘爪竿ノ爪ナキ方ヲ以テ艇尾ヲ艦側ヨリ押シ離シ之ヲ收ム

第二舉動

艇首員ハ橈座栓ヲ抜キ橈ヲ立テ他ノ艇員ノ動作ニ追従ス此ノ時艇首員ノ舉動ハ齊一ナルヲ要ス

艇尾員モ亦右ニ準ジ動作ス

四、「橈備へ」

「橈立テ」ノ姿勢ニ在ルトキハ此ノ號令ニ依リ各艇員ハ握手ガ全ク膝ヲ躲ル迄兩手ニテ橈ヲ持上ゲ外側ノ足ヲ適宜開キ水掻ヲ水面ニ觸レザル如ク靜カニ之ヲ橈座ニ架シ外側ノ足ヲ復スルト同時ニ内手ハ握手ヲ外手ハ柄ノ内端ヲ上ヨリ握リ水掻ヲ短艇ノ正横ニ平ニ揃へ縁板ト同高ナラシム（波浪高キトキハ之ニ打タレザル如ク縁板ヨリ稍々高クス）

「橈用意」ノ姿勢ニ在ルトキハ此ノ號令ニテ各艇員ハ外手ニテ柄ヲ支へ内手ニテ握手ヲ上ヨリ握リ上縁上ヲ之ヲラスコトナク平ニ短艇ノ正横ニ持來シ前項ニ準ジ橈ヲ備へ足ヲ復ス
本操作ハ艇尾員ニ倣ヒ一齊ニ之ヲ行フヲ要ス

「橈流セ」ヨリ「橈備へ」ノ令アリタル時ハ前項ニ準ジ其ノ姿勢ヲ執ルモノトス

五、「防舷物入レ」

各艇員ハ外方ノ足ヲ開キ外手ニテ防舷物ヲ握リ之ヲ取入ル

第二十 航行

一、「用意」

内手ヲ以テ橈ノ握手ノ端ヲ下ヨリ握リ外手ヲ以テ各其ノ體格ニ應ジ内手ヨリ五糎乃至十糎離シ柄ヲ輕ク上ヨリ握ル

上體ヲ臀部ニ据へ胸及腹ヲ充分ニ張り背部ヲ曲グルコトナク上體ヲ前方ニ屈シ兩臂ヲ充分前方ニ伸ス。兩脚ハ爪先ヲ開キ蹠ヲ各艇員ノ體格ニ應ジ約五糎乃至十糎離シ足掛ニ當テ兩膝ハ上體ノ前方

ニ屈スルニ從ヒ自然ニ少シク開ク。水搔ハ殆ト水面ニ觸接セント
スル位置ニ於テ約二十度前方ニ傾斜セシム。眼ハ水搔ニ注グ

「用意ヲ」令セザル場合ニ於テハ「前」ヘノ號令ニ依リ「用意」及
「前ヘ」ノ兩操作ヲ行フモノトス

二、「前ヘ」

第一舉動

「用意」ノ姿勢ヨリ握手ヲ少シク上ゲ水搔ノ約四分ノ三ヲ水中ニ入
レ兩臂ヲ曲グルコトナク最モ迅速ニ水ヲ直角ニ搔ク如ク後方ニ引
ク此ノ際上體ヲ左右ニ傾クルコトナク垂直附近ニ於テ全力ヲ注ギ
後方約三十五度附近迄引キ兩拳ハ水平ニ運動シ兩脚ハ此ノ動作ノ
終リニ於テ殆ト眞直ナルヲ要ス

臂ハ上體垂直ノ位置ヲ少シク過グル時ヨリ屈シ初メ兩臂ヲ體ニ接
シ兩拳ヲ胸ニ至ラシム但シ此ノ際上體ニテ橈ノ握手ヲ迎フル如ク
動作スベカラズ

第二舉動

手頸ヲ上方ニ回轉シ水ノ抵抗ヲ減ジツツ水搔ヲ水面上ニ出シ之ヲ
平ニス（波高キトキハ之ニ觸レザル程度ノ高サニ上グ）

第三舉動

水搔ヲ平ニスルヤ否ヤ直ニ水平運動ヲナス如ク握手ヲ鋭ク突き出
シ其ノ終期ニ於テ手頸ヲ下方ニ回轉シ上體ヲ整正確實ニ「用意」ノ
姿勢ニ復ス

右ノ操作ヲ連續反覆スルモノトス

橈漕中ハ水掻ニ注目シ頭ハ上體ト同一運動ヲナスヲ要ス

橈漕速度ノ標準ハ通例一分間二十八乃至三十操作（單座艇ニ在リテハ二十六乃至二十八）トス

橈漕中兩艇尾員ハ操作ノ調子ヲ常ニ齊一ニシ其ノ他ノ艇員ハ之ニ倣フモノトス

三、「橈上ゲ」

各艇員ハ第二舉動ノ終リニ於テ橈漕ヲ止メ「橈備へ」ノ姿勢ヲ採ル

註 橈漕中「橈上ゲ」ノ號令ハ水掻ノ將ニ水中ニ入ラントスル時下スヲ可トス

四、「停メ」

各艇員ハ外方ノ足ヲ適宜後方ニ引キ水掻ノ端ヲ以テ斜ニ水勢ニ抗シ漸時前進力ヲ減ズルニ至リテ其ノ全面ヲ以テ艇ノ進行ヲ停ム

五、「後へ」

各艇員ハ外方ノ足ヲ適宜後方ニ引キ前進ノ場合ニ準ジ橈ヲ使用シ艇尾ノ方ヨリ艇首ノ方ニ水ヲ掻ク

六、「橈立テ」

橈漕中又ハ「橈備へ」ノ姿勢ニアルトキハ此ノ號令ニ依リ各艇員ハ外側ノ足ヲ適宜開キ外手ヲ下ヨリ内手ヲ上ヨリ持テ換へ内手ヲ以テ握手ヲ強ク下方ニ押シ外手ヲ以テ橈ヲ起ス如クシ橈ヲ真直ニ立ツ其ノ他第十九ノ二ニ同ジ

註 橈漕中「橈立テ」ノ號令ハ水掻ノ將ニ水中ニ入ラントスル時令スルヲ可トス

七、「橈流セ」

各艇員ハ直ニ橈ヲ橈座ヨリ外シ之ヲ艇尾ノ方ノ上縁上ニ致シ握手

ヲ外手ニ持換ヘ水勢ニ抵抗ナカラシム。此ノ場合外方ノ足ヲ適宜後方ニ引クヲ例トス

八、「船(舷)後へ」「舷(船)前へ」

船(舷)艇員ハ「後へ」ノ要領ニ依リ舷(船)艇員ハ「前へ」ノ要領ニ依リ操撓シ所要ノ方向ニ艇首ヲ轉向ス

第二十一 達 著

一、「艇首構へ」

第一舉動

艇首員ハ第二十ノ六ニ準ジ一齊ニ橈ヲ立テ内方ノ足ヲ後方ニ引キ水掻ヲ艇尾ニ向ケ之ヲ中央ニ收メ橈座栓ヲ挿シ防舷物ヲ出ス

第二舉動

艇首員ハ爪竿ヲ採リ一齊ニ起立シ内方ニ轉回シテ前方ニ面シ左右ニ竝テ艇首座ニ起立シ第十三ノ二ノ姿勢ヲ執ル

(單座艇ニ在リテハ艇首員ハ「橈流セ」ヲ爲シ其ノ漕手座ニ着座ノ儘爪竿ヲ用意ス)

二、「橈立テ」

各艇員ハ第二十ノ六ニ依リ橈ヲ立ツ

違著舷ノ艇尾員ハ橈ヲ立テ内方ノ足ヲ後方ニ引キ橈ヲ艇ノ中央ニ收メ橈座栓ヲ挿シ防舷物ヲ出シ必要ニ應ジ爪竿ヲ用意ス此ノ場合爪ヲ下方ニシテ保持ス

三、「防舷物出セ」

各艇員ハ外方ノ足ヲ開キ外側ノ手ニテ防舷物ヲ握リ之ヲ出シ足ヲ

復ス

四、「橈收メ」

各艇員ハ外方ノ足ヲ後方ニ引キ外方ノ手ヲ以テ柄ヲ支ヘナガラ静カニ橈ヲ艇首ノ方ニ倒シ一旦水搔ヲ上縁上ニ置キ直ニ之ヲ收メ橈座栓ヲ挿シ足ヲ復ス

此ノ時(三)ハ各橈ノ水搔ヲ艇内ニ取入ルルコトヲ助ケ艇尾員ハ握手ノ端ヲ最後漕手座ノ後縁ニ揃フ(内側艇尾員爪竿ヲ使用シアルトキハ九)(二〇)之ヲ助ク)

「橈流セ」「橈上ゲ」又ハ橈漕中ヨリ橈ヲ收ムルニハ「橈收メ」ノ令ニ依リ「橈立テ」及本項ノ操作ヲ連續シテ行フモノトス

橈索ヲ附シ又ハ橈架ヲ備フル艇ニ在リテハ橈索ヲ解キ右ニ準ジテ橈ヲ收メ橈架ヲ外シテ收ム

第二十二 達著點ニ至ラバ外側艇首員ハ内側艇首員ノ前方ニ出デ爪竿ヲ以テ艇ヲ引寄セ内側艇首員ハ爪ナキ方ヲ以テ艇ノ接衝ヲ防グ

内側艇尾員ハ適當ノ時機ニ橈ヲ中央ニ收メ適宜爪竿ヲ使用スルカ或ハ舳索若ハ握索ヲ取り艇ヲ適當ノ位置ニ保持ス(單座艇ニ在リテハ艇首員ハ適宜爪竿ヲ使用シ艇尾員ハ爪竿ヲ用意シ前項ニ準ジ動作ス)

第二十三 休憩

一、「橈上ゲ」

第二十ノ三ニ依リテ橈ヲ上ゲ

二、「橈組メ」

第一舉動

各艇員ハ外方ノ手ニテ被卷附近ヲ上ヨリ握ル

第二舉動

各艇員ハ外方ノ手ニテ橈ヲ引キ入レツツ内方ノ手ヲ其ノ上ヨリ掣シ更ニ柄ノ外方ヲ上ヨリ握リテ引入レ舷側ノ橈ヲ艇首方ニ置キ外方ノ手ヲ以テ對舷艇員ノ橈ヲ持ツ

第三舉動

各艇員ハ對舷艇員ノ橈ノ握手ヲ下帶ノ上(波浪アルトキハ下)ニ靜カニ置キ水搔ヲ平ニシ着座ノ姿勢ヲ執ル

「橈組メ」ノ姿勢ヨリ「橈備へ」ノ令アリタルトキハ次ノ如ク操作ス
各艇員ハ外方ノ手ヲ一杯伸シテ橈ノ内方ヲ握リ橈ヲ外ニ引キ出シ
第十九ノ四ノ姿勢ヲ執ル

三、「休メ」

各員ハ其ノ座席ニアリテ休憩ス

四、「氣ヲ付ケ」

各員ハ姿勢ヲ正シ短艇指揮(艇長)ニ注目ス

第二十四 「上レ」

必要ナル人員ヲ殘シ迅速ニ退艇ス

第三節 帆 走 艇

第一項 號 令

第二十五 帆走艇ニ於テハ左ノ號令ヲ用フルモノトス

一、短艇員ヲ集合セシメントスルトキ

「集レ」

二、艇員ヲ調査セントスルトキ

「番號」

三、短艇員ヲ乗艇セシメントスルトキ

「乗艇」

四、建槽裝帆ヲナサントスルトキ

「帆走用意」

「橋立ヲ」

五、著艇場所ヨリ離シ出發セントスルトキ

「艇首離セ」

「防舷物入レ」

六、航行

(イ) 展帆セントスルトキ

「前帆揚ゲ」 (「前帆舷」)

「大帆掛ケ」

(ロ) 上手廻ヲナサントスルトキ

「上手廻用意」

「シート替へ」

(ハ) 下手廻ヲ行ハントスルトキ

「下手廻用意」

「シート替へ」

(ニ) 踞蹠セントスルトキ及ビ之ヲ復舊セントスルトキ

「踞蹠用意」

「前帆ゼンパン船シキ(船ヒタリ)」タインチュウアウ「大帆中央」
チムエウモト
 「踞チム元エウへ」

七、縮帆セントスルトキ

(イ) 普通強風ノ場合

「大帆タイン一段縮方イチダンフカカタ」

「大帆卸タインセ」

「大帆揚タインゲ」

(ロ) 風力一層強キ場合

「大帆二段縮方タインニダンフカカタ」

「大帆卸タインセ」

「大帆揚タインゲ」

八、伸帆セントスルトキ

「前帆縮ゼンパンメ方メカタ」

「前帆卸ゼンパンセ」

「前帆揚ゼンパンゲ」

「大帆伸タインシ方シカタ」(「大帆一段伸タインイチダンシシ方シカタ」)

「大帆卸タインセ」

「大帆揚タインゲ」

「前帆伸ゼンパンシ方シカタ」

「前帆卸ゼンパンセ」

「前帆揚ゼンパンゲ」

九、絞帆達著セントスルトキ

「防舷物出セ」
バウゲシブラダ

「前帆卸セ」
ゼンパンオモ

「艇首構へ」
オモテカマ

「大帆絞レ」
オモイハシレボ

十、帆走ヲ止メ要具ヲ復舊セントスルトキ

「帆走用意元へ」
ハンソウヨウイニキ

「檣倒セ」
マストトサ

十一、短艇員ヲ退艇セシメントスルトキ

「上レ」
アガ

第二項 操 法

第二十六 「集レ」

艇員ハ櫓漕ノ場合ニ準ジ整列ス

第二十七 「乗艇」

短艇員ハ櫓漕ノ場合ニ準ジ乗艇ス但シ帆走中ハ指揮ハ風上ノ艇尾腰掛ニ艇長ハ風下ノ艇尾腰掛ニ位置シ指揮自ラ操縦スルヲ原則トスルモ状況ニ依リ指揮ハ艇尾座ニ移リ艇長ヲシテ操縦ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ得而シテ此ノ場合艇長ハ風上艇尾腰掛ニ移ルモノトス

第二十八 帆走準備

一、「帆走用意」

艇長ハ各艇員ノ動作ヲ監督ス

各艇員ハ中央ニ收メアル櫓爪竿ヲ兩側ニ移シタル後檣ヲ後方ニ送り頭部ヲ艇尾板上ニ置ク

- (六) ハクランブヲ開タ
- (五) ハ橋ノ根ガ橋脚承ニ臨ムヲ見バ「良シ」ト報ズ
- (七) (八) (士) (士) ハ維持索ヲ捌キ其ノ端ヲ (三) (四) ニ渡ス
- (三) (四) ハ維持索ヲ受取り漕手座ノ兩側ニ接シテ位置シ橋引起シ方準備姿勢ヲ取ル

二、「橋立テ」

第一動

- (三) (四) ハ維持索ニヨリ橋ヲ引キ起ス
- (五) (六) ハ根ヲ抑フ
- (七) (八) (九) (十) (士) (士) ハ橋ヲ起シ之ヲ立ツ
- (六) ハクランブヲ閉ス

第二動

- (三) (四) ハ左右維持索ヲ (五) (六) ニ渡シ前方維持索及張揚索ヲ捌キ前方維持索ヲ (一) ニ前帆張揚索ノ一端ヲ (二) ニ大帆張揚索ヲ (六) ニ渡ス
- (七) (八) (九) (十) (士) (士) ハ帆ヲ中央ニ移シ覆ヲ除ク
- (七) (八) ハ前帆ヲ (一) (二) ニ大帆及テツキ絞轆ヲ (五) (六) ニ渡シ終ツテ (五) (六) ノ作業ヲ補佐ス
- (一) (二) (七) (八) ヨリ前帆ヲ受取り (一) ハ前方維持索ヲ前帆ノ滑環ニ通シ其ノ下端及前帆ノテツキヲテツキ鉤ニ止ム
- (二) ハ張揚索ヲ前帆ニ取付ク
- (四) ハ張揚索ニ依リ一度前帆ヲ揚ゲ (一) (二) ト共ニ其ノ整否ヲ確メテ之ヲ卸ス

(五)六(ハ)三(四)ヨリ左右維持索ヲ受取り之ヲ取付ケ長ノ指示ニ從ヒ兩舷平等ニ緊張シテ止メ(七)八ヨリ大帆及テツキ絞轆ヲ受取り(五)ハ大帆ヲ橋ノ右舷ニ躲シ其ノ吊索ヲ導環ノ鈎ニ取付ケテツキ絞轆ヲ裝ス(單滑車ヲ上ニ複滑車ヲ下ニス)

(六)ハ張揚索ノ摺鈎ヲ橋座ノ眼環ニ止メ(五)ノ吊索ヲ掛ケ終ルヲ見テ大帆ヲ引キ揚ゲ之ヲ止ム

(五)ハ六ガ張揚索ヲ止ムルヲ見テテツキ絞轆ヲ張り之ヲ止ム

(七)ハ大帆ノ引キ揚ゲラルルニ從ヒ絞索ニ依リ之ヲ絞ル

(九)十ハ大帆シートヲ捌キ其ノ複滑車ヲ帆ノクリユウニ取り付ケ單滑車ヲ(十)ニ渡シシート端ヲ守ル

(十)三ハ大帆シートノ單滑車ヲ(九)十ヨリ受取り各兩舷最後方眼環ニ

取付ク

(七)九(十)ハ一旦大帆ヲ展張シテ其ノ整否ヲ確メ終テ絞帆ス

第三動

各艇員ハ索具ヲ捌キ橈道板ハ兩側ニ近ク漕手座ニ固縛シ艇體動搖スルモ其ノ位置ヲ變ズルコトナカラシメ爪竿ハ容易ニ使用シ得ル如ク準備シ終ツテ艇底ニ座ス

(イ) 大帆ハ橋ノ右側ニ展張スルモノトス

(ロ) 各鈎ニハ安全止ヲ施スベシ

(ハ) 大帆ヲ掛ケルニハ桁ヲ一杯引揚ゲテツキ絞轆ヲ充分ニ張り帆ニ皺ナキ様ニシ各帆ノ張揚索ハ急速降下シ得ル如ク必ず定所ニ帆索止ヲ以テ結止シ餘端ハ走出ニ支障ナキ様緒ヲ置クベシ

(ニ) テツキ絞轆ヲ止ムルニハ上滑車ノ根ニ一結ヲ施シ其ノ餘端ハ大帆ノ前縁ガ橋ニ密着スル如ク橋ノ後方ヨリ右廻リニ捲キ止ム

(ホ) 艇員ニ缺員アル場合ハ左ノ標準ニ依リテ減員操法ヲ行フモノトス

缺員數	缺員トスベキ番號
一	一、一二
二	一、一二
三	一、八、一二
四	一、八、一二、二
五	一、二、八、二、一二
六	一、二、八、九、一、一、一二

第二十九 出 發

一、「艇首離セ」

艇首員及内側ノ艇尾員ハ撓漕ニ於ケルト同法ヲ以テ短艇ヲ離ス

註 帆走艇ニ在リテハ艇首ヲ離スニ當リ風下ニ壓流サレザル如ク特ニ注意ヲ要ス

二、「防舷物入レ」

各艇員ハ防舷物ヲ取り入ル

第三十 展 帆

一、「前帆揚ゲ」

(三) 四ノ内風上側ノモノハ前帆張揚索ニ依リ前帆ヲ引揚ゲ他ハ前帆

ノシートヲ風下ニ張リ之ヲ守ル但シ場合ニヨリ「前帆船(舷)」ト
令シ其ノシートヲ一時風上ニ取ラシムルコトアリ

(一) 二ノ内風上側ノモノハ前方ノ見張ニ任ズ

二、「大帆掛ケ」

(七) ハ絞索ヲ緩ム

(九) 十ノ内風下トナルベキモノハシートヲ張リテ大帆ヲ掛ケ帆走中

シートヲ伸縮自在ナル如クシテ守ル指揮及艇長ハ常ニ帆ニ注意シ

裏帆ヲ打タズ弛マザル範圍内ニ於テ適當ニシートヲ伸シ以テ帆ニ及ボス風ノ效果ヲ極度ニ發揮セシムルモノトス

第三十一 上手廻

一、「上手廻用意」

指揮ハ此ノ號令ト共ニ徐カニ下手舵ヲ取り艇首ヲ徐々ニ風上ニ廻ラシム

(九) (十) ハ風向ニ對スル艇首方向ノ變化ニ注意シツツシートヲ徐々ニ一杯迄縮メ成ルベク駛力ヲ損セザル如クシ次イデ大帆ノ飄動スルヲ見バ(九) (十) ハ機ヲ逸セズシートヲ伸シ(十) (九) ハ從ツテ之ヲ張リテ大帆ヲ中央ニ致ス

註 一、詰開キニテ帆走中上手廻ヲナスニハ此ノ號令ニ先テ艇首ヲ僅カニ風下ニ落ス

ト共ニ大帆シートヲ僅カニ伸シ駛力ヲ増シタル後本作業ヲ爲スヲ例トス

二、本操作中艇後退ヲ初ムルトキハ直ニ舵ヲ轉ジ後進ニ對スル舵トナスベシ

二、「シート替へ」

指揮ハ艇首轉廻シテ風向ニ對シ三點乃至四點ニ至リタルトキ「シ

ート替へ」ヲ令ス

(三) (四) (九) (十) ハ前帆及大帆ノシートヲ新風下舷ニ替フ

註、上手廻直後ニ在リテハ決シテシートヲ極度ニ緊張スルコトナク駛力ヲ得ルニ從ヒ

漸次之ヲ適當ニ緊張スルモノトス

第三十二 下手廻

一、「下手廻用意」

指揮ハ此ノ號令ト共ニ上手舵ヲ操リ艇首ヲ風下ニ向カハシム

- (九) (十) ハ漸次大帆ノシートヲ緩メ回頭ヲ助ク
- 二、「シート替ヘ」

指揮ハ新風上舷ヨリ風ヲ含ムニ至ラバ此ノ令ヲ下ス

- (三) (四) (九) (一〇) ハシートヲ風下舷ニ替ヘ漸次之ヲ緊張ス

註 風強キトキハ大帆ノシートヲ緩ムル際一旦之ヲ絞ルカ又ハ卸シテ更ニ之ヲ展張ス

ルヲ安全トス

第三十三 脚 蹠

- 一、「脚蹠用意」

- (三) (四) (九) (一〇) ハシート變換ノ用意ヲナス

- 二、「前帆舳(舷)」「大帆中央」

指揮ハ下手舵ヲ操リテ艇ヲ風上ニ上スト共ニ本令ヲ下ス

- (三) (四) ハ前帆シートヲ變換シ(九) (十) ハ大帆シートヲ艇ノ中央

ニス

指揮ハ艇ノ行脚ニ注意シ前進ノ行脚アルトキハ「大帆シート」ヲ

少シク風上側ニ張リテ之ヲ止メ後進ノ行脚アルトキハ大帆シート

ヲ少シク風下側ニ張リテ之ヲ止ム斯クシテ一進一退ヲ行フモノト

ス

- 三、「脚蹠元ヘ」

前帆、大帆ヲ元ニ復シ行進ヲ起ス

第三十四 縮 帆

普通強風ノ場合

- 一、「大帆一段縮メ方」

指揮ハ此ノ號令ヲ下スト共ニ下手舵ヲ操リ且ツシートヲ伸バサシ
メ裏帆ヲ打タザル程度ニ艇首ヲ風上ニ上ス

二、「大帆卸セ」

(六)ハ張揚索ヲ緩ム

(五)(九)(十)ハ大帆ヲ卸シ(七)(八)(土)(三)ト共ニ帆ノ下縁ヲ折疊ミ縮紐

ヲ以テ一段縮トナス

(五)ハテツキ絞轆ヲ附ケ替フ

(九)(十)ハシートヲ附ケ替フ

註 艇員熟練スルトキハ大帆ヲ半バ卸シテ縮帆ヲ行フコトヲ得

三、「大帆揚ゲ」

(五)(六)ハ第二十八ニ準ジ大帆ヲ揚ゲ

風力一層強キ場合

一、「大帆二段縮メ方」

指揮ハ前項ニ準ジ艇首ヲ風向ニ近寄ラシム

二、「大帆卸セ」

一段縮メ方ノ時ニ準ジ二段縮トナス

三、「大帆揚ゲ」

前號ノ三ニ準ジ大帆ヲ揚ゲ

四、「前帆縮メ方」

五、「前帆卸セ」

(四)ハ張揚索ヲ緩ム

(一)(二)(三)ハ前帆ヲ卸シテ之ヲ縮ム

六、「前帆揚ゲ」

第二十八ニ準ジ前帆ヲ揚グ

註イ縮帆セル場合大帆ハ一杯引揚グルコトナク下縁ヲ基準トシテ張揚索ヲ止ムルモノ

トス

ロ縮帆ヲナスニハ決シテ帆ノ下縁ヲ巻クコトナク必ず之ヲ折疊シテ縮ムルモノトス

第三十五 伸帆

一、「大帆伸シ方」(大帆一段伸シ方)

二、「大帆卸セ」

前條ニ準ジ大帆ヲ降シ縮メタル大帆ヲ復舊ス

三、「大帆揚ゲ」

前條ニ準ジ大帆ヲ揚グ

四、「前帆伸シ方」

五、「前帆卸セ」

前條ニ準ジ前帆ヲ卸ス

(一) (二) (三)ハ縮メタル前帆ヲ復舊ス

六、「前帆揚ゲ」

前條ニ準ジ前帆ヲ揚グ

第三十六 絞帆達著

一、「防舷物出セ」

各艇員ハ防舷物ヲ出ス

二、「前帆卸セ」

(四) (三)ハ前帆張揚索ヲ緩ム

(二)ハ前帆ヲ卸ス

三、「艇首構へ」

艇首員及内側ノ艇尾員ハ橈漕ノ場合ニ準ジ爪竿ヲ持ツ

四、「大帆絞レ」

(九) (十) ハシートヲ伸ス

(七) ハ絞索ヲ引キテ大帆ヲ絞リ達著點ニ至ラバ艇首尾員ハ橈漕ノ場合ニ準ジ動作ス

第三十七 帆走準備復舊

一、「帆走用意元へ」

此ノ號令ハ絞帆シアルトキ下スモノニシテ各艇員ハ橈ノ固縛ヲ解キ之ヲ漕手座上ニ竝置シ(一)(二)(三)(四)ハ前帆ヲ卸シ(五)(六)(七)(八)(九)(十)ハ大帆ヲ卸シ桁ヲ舳側ニ接シ漕手座上ニ竝置セル橈ノ上ニ

置キ(此ノ時桁前端ヲ第三漕手座上ニ在ラシムルヲ要ス)帆ノ皺ヲ引伸シ(七)(八)(九)(十)ハ帆ノ後縁ヲ桁ヨリ稍離シテ桁ト平行ニ添ハセ次ニ帆ノ下縁及前縁ノ順序ニ同一方法ニヨリ折り疊ミ終ツテ(三)(四)ヨリ前帆ヲ(五)(六)ヨリテツキ絞轆ヲ(二)(三)ヨリシート絞轆ヲ受取り各々桁ニ添ハセ帆ノ上ニ置キ外面トナル帆ノ皺ヲ輕ク引キ伸バシ全體ヲ桁ノ方向ニ一折シ一齊ニ堅ク捲キ終ツテ桁前端ヨリ豫メ出シアル絞索ヲ以テ之ヲ卷キ後端ニ到リ適宜結止シ(二)(三)ト共ニ覆ニ入ル

(七)(八) ハ維持索ノ外檣附屬ノ諸索具ヲ檣ニ捲キ附ク

(五)(六) ハ維持索ヲ解キテ之ヲ(三)(四)ニ渡シ(六)ハ克蘭ブノ止栓ヲ

抜ク

二、「稽倒セ」

此ノ號令ニテ(三)(四)ハ維持索ヲ守リ(五)以下ノ艇員ハ檣ヲ倒シ次第

維持索ヲ檣ニ捲キ付ケテ中央ニ收メ艇内ヲ整頓ス

註 帆ヲ卷クトキハ桁ノ後端ヲ小サク漸次前端ヲ太クナル如ク即チ圓錐形ニ捲キ絞轉
等ノ爲局部ニ突起部ヲ生ゼザル様注意ヲ要ス

第四節 檣 艇

第一項 號 令

第三十八 檣艇ニ於テハ左記號令ヲ用フルモノトス

一、艇員ヲ整列セシメントスルトキ

「集レ」

二、艇員ヲ乘艇セシメントスルトキ

「乘艇」

三、著艇場所ヲ離シ出發セントスルトキ

「檣備へ」
ロツツナ

「艇首離セ」

四、航行

(イ) 前進セントスルトキ

「用意」

「前へ」

(ロ) 漕方ヲ一時中止セントスルトキ

「漕方待テ」
フモカタマ

(ハ) 回頭セントスルトキ

(一) 船ニ回頭セントスルトキ又ハ艇首舷ニ偏倚スルヲ防止セント

スルトキ

「押へ」

(二) 艇ニ回頭セントスルトキ又ハ艇首舳ニ偏倚スルヲ防止セント

スルトキ

「控へ」

五、急速ニ回頭セントスルトキ

(イ) 狹隘ナル場所又ハ急速ヲ要スル場合ニ於テ舳ニ回頭セントスル

トキ

「押廻シ」

(ロ) 前項ノ場合ニ於テ艇ニ回頭セントスルトキ

「控廻シ」

六、達著セントスルトキ

「艇首構へ」

第二節 操 法

第三十九 「集レ」

艇員ハ其ノ櫓艇附近(所定ノ場所)ニ於テ之ニ面シ長(一)(二)ノ順序ニ
單列ニ整列ス

第四十 「乗艇」

艇員ハ迅速ニ乗艇シ長ハ艫櫓(一)ハ舳脇櫓(二)ハ艇脇櫓ニ對スル早緒ノ取
付場所附近ニ於テ外側ニ面シテ位置シ櫓踏臺及早緒ヲ檢ス

第四十一 出發

一、「櫓備へ」

各艇員ハ踏臺ヲ備へ櫓ヲ出シ (一) (二) ハ杆子ヲ出シタル後櫓下ヲ水ニ入レ入子ヲ潤シテ櫓杭ニ嵌メ早緒ヲ外方ヨリ櫓杆ニ掛ケ櫓ヲ支フ

櫓艇ヲ艦側又ハ棧橋等ニ着ケアルトキハ (一) (二) ハ櫓ヲ用意スルコトナク其ノ儘艇ヲ支持ス

二、「艇首離セ」

(一) (二) ハ爪竿ヲ以テ艇ヲ艦側ヨリ充分ニ突キ離シタル後爪竿ヲ收メ防舷物ヲ取り入レ櫓ヲ備フ

三、「用意」

(長) (二) ハ左手 (一) ハ右手 (一) ニテ櫓杆ノ上部ヲ握リ反對ノ手ニテ櫓腕

ノ尖端ヲ輕ク握リ左足 (一) ハ右足 (一) ヲ踏臺ニ掛ケ右足 (一) ハ左足 (一) ハ適宜後方ニ引キ櫓腕ヲ外方ニ押出ス姿勢 (二) ハ内方ニ引ク姿勢 (一) ヲ採リ頭ヲ輕ク艇首ニ向ケ長 (一) ハ一般ニ注意ス

四、「前へ」

第一舉動

用意ノ姿勢ヨリ長 (一) ハ櫓杆ヲ稍内方 (二) ハ外方 (一) ニ傾ケ櫓下ノ上面ニテ水ヲ斜ニ搔ク如ク櫓腕ヲ外方ニ押シ出ス (二) ハ内方ニ引ク (一) 此ノ時長 (一) ハ内方ノ足 (二) ハ外方ノ足 (一) ヲ伸シ外方ノ足 (二) ハ内方ノ足 (一) ヲ屈シ體ノ重味ヲ外方ノ足 (二) ハ内方ノ足 (一) ト櫓腕トニテ支フ



第二舉動

(長) (一) (二) ノ第一舉動ヲ (二) (一) ノ第一舉動ヲ行フ

註(イ) 操槽中(長)ハ常ニ針路ニ注意シ操縦ノ任ニ當ルモノトス
 (ロ) 操槽中ハ艇員互ニ調子ヲ合スヲ要ス即チ(長) (一)ハ同時ニ槽腕ヲ外方ニ押シ出シ
 又ハ内方ニ引キ(二)ハ之ト反對ニ槽グ如クスルモノトス

第四十二 「漕方待テ」

各艇員ハ漕方ヲ中止シ「槽備へ」ノ姿勢トナル

第四十三 回頭セントスルトキ

一、「押へ」

(長)ハ「前へ」ニ於ケル第一舉動ニ (一) (二)ハ同第二舉動ニ準ジ水ノ抵

抗ヲ加減シ適宜船回頭ヲ行フ

二、「控へ」

(長)ハ「前へ」ニ於ケル第二舉動ニ (一) (二)ハ同第一舉動ニ準ジ水ノ抵

抗ヲ加減シ適宜船回頭ヲ行フ

第四十四 急速回頭セントスルトキ

一、「押廻シ」

各艇員ハ第四十三ノ一ニ準ジ動作シ水ヲ掻キ終ルト同時ニ槽下ヲ
 水ヨリ離シ其ノ抵抗ヲナカラシメ此ノ動作ヲ反復シ迅速船回頭ヲ
 行フ

二、「控廻シ」

各艇員ハ第四十三ノ二ニ準ジ動作シ水ヲ揺キ終ルト同時ニ櫓下ヲ水ヨリ離シ其ノ抵抗ヲナカラシメ此ノ動作ヲ反覆シ迅速ニ舷回頭ヲ行フ

第四十五 達 著

「艇首構へ」

(一)(二)ハ漕方ヲ止メ一齊ニ櫓ヲ收メ次イデ杆子ヲ收メ防舷物ヲ出シ爪竿ヲ取り爪アル方ヲ上ニシ(二)ハ艇首(一)ハ艇尾ニ在リテ前方ニ面シテ立チ長(長)ハ艇ノ全ク着キタルヲ見テ櫓ヲ收ム
達著點ニ至ラバ(二)ハ艇尾ヲ保持ス

第四章 教 練

第四十六 教練ノ目的ハ短艇員ヲシテ操法ニ熟達セシメ且其ノ精神及身體ヲ鍛鍊シ以テ本操式ノ目的ヲ達スルニ遺憾ナカラシムルニ在リ

第四十七 教育者ハ操式ニ精通シ且ツ實地ノ技能ニ熟達セザルベカラズ教授ハ懇切ナルヲ要スルト共ニ嚴正確實敏捷靜肅ノ四要素ニ對シテハ極力之ガ養成ニ努ムルヲ要ス

第四十八 教育者ハ時ニ艇員ノ番號ヲ轉換シテ各艇員ノ爲スベキ業務ヲ全員ニ修得セシムルニ留意スベシ

第四十九 教練ニ於テ艇員ノ番號ヲ轉換スルニハ教育者ハ「番換へ」ト令ス

艇員ハ左ノ如ク動作ス

橈艇中雙座艇ニ在リテハ各艇員ハ一齊ニ起立シ内方ニ向キ舳艇員ハ漕手座一段宛艇首ノ方ニ移リ舳艇員ハ漕手座一段宛艇尾ノ方ニ移リ一齊ニ着座ス即チ(三)ハ(一)ニ(二)ハ(四)トナルガ如シ而シテ(一)ハ(二)ニ(三)ハ(五)トナル

單座艇ニ在リテハ各艇員ハ一段宛艇首ノ方ニ移リ(一)ハ後部ニ來タリ艇尾員トナル

艇長ハ要スルトキノ外「番換ヘ」ヲ行ハザルヲ例トス

豫備艇員乗艇シアルトキ之ヲ漕手座ニ就カシムルニハ告諭ヲ以テス而シテ新ニ艇員トナルモノハ奇數艇尾員(單座艇ニ在リテハ艇尾員)ノ位置ニ就キ偶數艇尾員(單座艇ニ在リテハ(一)ハ出デテ

豫備艇員トナルモノトス

橈艇以外ニ在リテハ橈艇ニ準ジ「番換ヘ」ヲ行フモノトス

短艇操式(終)

昭和十一年十二月二十日印 刷

昭和十一年十二月廿五日發 行

海軍短艇操式與付
Ⓢ (定價金貳拾錢)



翻刻
發行者

印刷者

印刷所

東京市麴町區永田町一丁目三番地

兵用圖書株式會社

代表者 小林 又七

東京市麴町區永田町一丁目四番地
小林 又七

電話九段(33)〇〇四一九番

陸軍省構内
小林 印刷所

電話銀座(57)三〇六九番

東京市麴町區永田町一丁目三番地

發行所 兵用圖書株式會社

電話九段(33)二九九一番
發售東京一八〇八八番